

長浜市公売公告兼見積価額公告

次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 9 5 条及び 9 9 条の規定の例により公告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

長浜市長 浅見 宣義

公 売 財 産 証 金	売却 区分	公 売 財 産 (名称、性質、所在等)	公 保 証 金	見 積 価 額 (最低公売価額)
	1	【土地】 長浜市大路町字正権寺 2 0 0 8 番 田 2, 9 8 2 m ²	1 6 万円	1 5 1 万 9 千円
公 売 方 法		入札		
入札の 日 時	入 札	令和 8 年 1 0 月 2 2 日 (木) 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 1 0 月 2 2 日 (木) 1 0 時 3 0 分まで		
	開 札	令和 8 年 1 0 月 2 2 日 (木) 1 0 時 3 0 分		
公 売 場 所		滋賀県長浜市八幡東町 6 3 2 番地 長浜市役所本庁舎 1 階 多目的ルーム 1		
売 却 決 定		日時	令和 8 年 1 0 月 2 9 日 (木) 1 0 時 0 0 分	
		場所	滋賀県長浜市八幡東町 6 3 2 番地 長浜市役所 1 階 滞納整理課	
代 金 納 付 期 限		令和 8 年 1 0 月 2 9 日 (木) 1 0 時 3 0 分		
買受人についての資格 その他の要件		1 国税徴収法第 9 2 条及び第 1 0 8 条第 1 項該当者は、買受人 となることはできません。 2 長浜市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若し くは暴力団員と密接な関係を有する者は、買受人となることは できません。		

その他	1 公売保証金及び買受代金は、現金でなければ納付できません。 2 記名人は、入札者本人に限ります。代理の場合は委任状を持参してください(身分を証明するものが必要です。) 3 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければできません。 4 一度行った入札は、変更又は取消しはできません。 5 見積価額以上の入札者のうち、最高価額のものを最高価申込者と決定します。 6 最高価格の入札者が複数あるときは、直ちに、それらの者による追加入札を行います。但し、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。 7 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。 8 入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがあります。 9 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。 10 公売財産の権利及び危険負担の移転時期は買受代金の納付があったときです。また、公売財産の引渡しは、現状有姿により行います。 11 長浜市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。 12 公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。 13 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。 14 公売財産が不動産の場合、長浜市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立退きなどは、すべて買受人自身で行ってください。また、隣地との境界画定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。長浜市は関与しません。 15 公売に係る条件等については、公売広報及び公売財産明細を必ずご確認ください。
	配当を受ける者の権利の申出について
	この公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を本市滞納整理課に申し出てください。